

# 「奥会津インフラ施設観光資源調査等業務委託」仕様書

## 1. 業務名

奥会津インフラ施設観光資源調査等業務委託

## 2. 目的

奥会津地域は、長い年月をかけて進めてきた河川氾濫の予防や電力供給地としてのインフラがあり、その周辺には海外観光客にも人気のビュースポットなど、観光資源が数多く点在する。近年、インフラは、体験的に見学するなどの新たな観光資源として脚光を浴びている。

こうした現状を踏まえ、令和2年度から奥会津地域に点在するインフラについて、観光資源としての有用性を調査しているところである。

本業務は、令和2年度から令和4年度業務の結果に基づき、奥会津地域のインフラの意義や役割及び同地域の交流人口拡大や建設業の魅力向上の一助として、持続可能なインフラツーリズムを実現していくために必要な検討や活動を行うものである。

## 3. 対象市場

- (1)国内旅行市場
- (2)教育旅行市場
- (3)企業研修市場
- (4)訪日旅行市場

## 4. 業務概要

令和2年度から令和4年度業務の結果に基づき、受託者は奥会津インフラツーリズム推進事務局を設置し、持続可能なインフラツーリズムの流通モデル構築のための各種検討、さらにはモデルツアー催行などの活動を行う。

## 5. 業務内容

### (1)奥会津インフラツーリズム推進事務局の設置

①旅行会社等への販売を効果的に促進する機能として事務局を設置し、奥会津インフラツーリズムの定着化・自走化を目指すこと。

事務局として、地域の方とインフラ施設管理者や旅行会社との各種調整など実施すること。

②県内外の旅行会社等から奥会津インフラツーリズムに関する問合せや旅行商品造成に関する相談があった際は、発注者へ報告の上、ツアー企画やインフラ施設管理者等との連絡調整を積極的に実施すること。

③持続可能な奥会津インフラツーリズムの促進に必要と想定される具体的な機能や体制について提案すること。

## (2) 奥会津インフラツーリズムの定着化

①一般消費者への認知度向上やインフラ管理者側の体制準備支援として、過年度業務を参考に奥会津地域のインフラをメインテーマとしたモデルツアーを実施する。

ただし、モデルツアーの実施にあたっては、以下を満たすこと。

ア 一般消費者を対象として6回以上実施する。

イ 宿泊を伴うプランを3回以上実施する。

ウ 1回当たりの最少催行人数は、6名以上とする。

エ モデルツアーの費用のうち、集合場所までの旅費、宿泊料、体験料、飲食代等は、参加者の自己負担とする。

オ 対象のインフラは下記施設を基本とするが、発注者と協議の上、決定する。

- ・宮下ダム、上田ダム、第二沼沢発電所、本名ダム、田子倉ダム、道普請体験
- その他奥会津地域の供用中もしくは工事中のインフラ

カ モデルツアーに組み込む施設については、受注者が施設管理者もしくは工事発注者の承諾を得る。

キ 実施期間は、令和6年1月末までとする。

②県内外の旅行会社等へ商品造成を促進するための具体的な方法について提案すること。なお、商品造成する会社等に対しては、商品造成及び販売に係る費用を一部支援する。

ただし、以下を満たすこと。

ア 対象事業は、前5(2)①に同じ。

イ 事業費は、75万円(税抜き)を上限とする。

ウ 商品造成を促進することが目的のため、消費者への割引還元(割引クーポンなど)は認めない。

エ 令和6年1月末までに実施されるツアーとする。

③上記①及び②において、参加者に対するアンケート調査や、ツアー実績のデータ分析などを実施し、定着化に向けた改善策等を提案すること。

## (3) 事業総括

①過年度業務について成果も含め、事業全体の課題、提案等を総括し、とりまとめを行う。

②上記①を踏まえ、奥会津インフラツーリズムの戦略プランを策定する。

## 6. 再委託に関すること

(1)再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載し、発注者の承諾を得ること。

なお、契約後再委託を行う際においても、発注者の承諾を得る必要があるので留意すること。

- (2)「業務の全部を一括」して再委託を行うことはできない。なお、「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)については、再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

7. 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による。

8. 契約書の作成

要。

9. 支払い条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

10. 事業報告書の作成

事業報告書は、事業終了後、事業報告書等の電子データを正副2部、電子媒体に格納するデータを含む簡易製本版2部を、コンピューターウイルス対策を実施した上で提出すること。

11. 留意事項

事業を行う際は、以下の事項に留意しなければならない。

- (1)本業務の奥会津地域とは、柳津町、三島町、金山町、昭和村に加えて、只見町までを対象とする。ただし、必要に応じて他市町村も可能とするが、発注者と協議のこと。
- (2)ワークショップ、会議等(オンラインを含む)を行った場合は、速やかにその議事録を作成し、発注者の確認を受けること。
- (3)円滑な進捗を図るため、受注者はすべての運営事業について発注者と協議の上に行うこと。
- (4)進捗状況について定期的に発注者に報告すること。また発注者または受注者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- (5)印刷物には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。
- (6)本事業の実施に係るすべての作業について、安全確保に万全の体制を整えること。
- (7)事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。なお、各インフラ管理者等との調整も含む。
- (8)各業務は、感染症対策を十分に講じた上で遂行すること。
- (9)感染症の拡大や自然災害の発生等に伴い、モデルツアー等の実施を見合わせる場合がある。

- (10)各種資料等には、「令和5年度電源立地地域対策交付金事業」と表示すること。
- (11)当該業務において、収益事業は不可とする。
- (12)旅行業法に基づき実施すること。

## 12. 提出資料

次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

- (1)着手届：事業着手後7日以内
- (2)責任者届：事業着手後7日以内
- (3)完了届：事業完了後すみやかに
- (4)実績報告書：事業完了後15日以内
- (5)収支決算書：実績報告書に添付
- (6)その他発注者が必要と認める書類：発注者が指定する日